アメリカにおける会計士の民事責任

——判例法の新展開——

川内克忠

目次

一 はじめに
二 依頼人（被監査会社）に対する責任
三 第三者に対する責任
(一) コモン・ロー上の責任
(A) 詐欺に基づく責任
(B) ネグリジェンスに基づく責任
(二) 連邦制定法上の責任
(A) 33年法11条に基づく責任
(B) 34年法10条 (b) 項および SEC 規則10b−5に基づく責任
四 結びにかえて

一 はじめに

昭和40年以来続出した大企業の倒産にさいして巨額に上る粉飾決算が明るみに出たことを契機として監査制度の強化が叫ばれてきたが，昨年三月法制審議会において決定された商法改正要綱は，監査役に業務監査権を付与するとともに大会社について公認会計士または監査法人の監査を導入し，会計監査人の民事責任規定を置いている。他方，昨年10月に公表された証券取引審議会専門委員会中間報告ならびに昨年12月14日に大蔵大臣に対し答申された証券取引改法正に関する証券取引審議会の報告書によれば，有価証券届出書および有価証券報告書の重要な虚偽記載につき公認会

計士の賠償責任が規定されている。会計監査人の第三者に対する民事責任規定と証券取引法上の公認会計士の民事責任規定は，ともに立証責任が転換されている点において一体化されつつあり，また商法改正要綱における監査役の第三者に対する責任規定とも共通するものとなっている。[1)]

このように，わが国における会計士の民事責任に関する法規定は，現在，整備されつつあるが，挙証責任の転換の点を除けばなお因果関係の立証および損害額の立証等多くの検討すべき問題が残っているといえる。従来，会計士の責任は，会社に対する関係では準委任契約上の責任があったが，第三者に対する責任の法的根拠としては民法の不法行為規定しかなく，会計監査という特殊の領域に応じた具体化という面ではかなり立遅れていたのである。それゆえ，山陽特殊鋼をはじめとして粉飾経理が跡を絶たないにもかかわらず，故意または過失によって虚偽の監査証明をした会計士の民事責任を追及するには，第三者において会計士の故意，過失ならびにその損害発生との因果関係の立証責任を負うため，実際上，損害賠償を請求することがきわめて困難だったのである。

これに対して，アメリカにおいては1966年現在で会計士を相手とする訴訟が100件係属中といわれ，会計士の民事責任に関する判例法は顕著な進展をみせている。すなわち，不法行為訴権としてのネグリジェンスの領域では，契約関係にない第三者に対する責任を否定する指導的判決たるUltramares 事件の保塁を突き崩す判例が現われており，また1968年には連邦制定法上の会計士の対第三者責任に新たな展望を開いたといわれるBarChris 事件判決がでている。

本稿は，アメリカにおける会計士の民事責任に関する判例の変遷をとくにネグリジェンス法と連邦制定法を中心として概観しながら，その現在の法状態を明らかにすることを目的とするが，このことはわが国における会計士の法的責任の考察にとっても益するところが少なくないと思われるからである。

1) 監査役と会計監査人の責任については，竜田「監査役と会計監査人の民事責任」商事法務研究468ページ。矢沢「監査制度改正をめぐる諸問題（上）」商事法務研究502号2ページ以下，参照

二 依頼人（被監査会社）に対する責任

わが国においては，改正商法上被監査会社が会計監査人（公認会計士または監査法人）と締結する監査契約（証取法上の監査契約についても同じ）の性格は，これを委任または準委任と解する者が多いが，請負と解する説もある。[1] いずれの説によっても，会計監査人は債務の本旨に従って監査を行いかつ監査意見を表明する義務を負うものであり，職務遂行上の故意，過失について責任を負わなければならない。

他方，アメリカにおいては，依頼人（被監査会社）が会計士と締結する監査契約の性格は，雇用契約(contract of employment) とされている。そして，一般論として云えば，特殊の技能を必要とするすべての雇用関係において，ある者がその労務を提供するときは，同一の雇用関係において他の者が通常有する程度の技能をもつものと解釈される。[2] したがって，会計士が会計および監査手続に関して特殊の技能と知識を有するとの前提の下に，依頼人は会計士の公的な職業的専門性を信頼して監査契約を締結するものとされる。かくして，明示たると黙示たるとを問わず，この種の雇用契約には，このような熟錬と知識をもった相当な注意力を有する者に期待さるべき技能をもって会計上の労務を提供すべき義務が包含される。[3] そして，この雇用契約上，会計士は，その約したる労務を相当な注意（due care）をもって提供すべき義務を依頼人に対して負うが，この注意義務は専門職業者たる会計士の技能を基準とするものである。ゆえに，この基準を下回る会計士の仕事が依頼人に対する侵害の原因となるときは，会計士の標準以下の労務提供を原因とする損害につき，不法行為訴権もしくは契約違反のいずれかによって，会計士は依頼人に対して損害賠償

責任を負担するものとされる。[4] 不法行為訴権としては，注意義務に違反し損害を生ぜしめる行為たるネグリジェンス (negligence)[5] と意図的詐欺もしくは解釈的詐欺 (intentional or “constructive” fraud) がある。

ところで，会計士が監査契約の履行にさいして，相当な注意をもって行為したか否かを決するにつき依拠されるのは，一般に認められた監査基準 (generally accepted auditing standards) および一般に認められた会計原則 (generally accepted accounting principles) であり，会計士はこれらの基準を遵守しなければ，注意義務に違反したものと推認される。[6] しかし，監査基準を定めるアメリカ公認会計士協会 (AICPA) が法的な機関でなく私的な団体であるため，それが定める基準に規範性を否定する見解もある。[7] 訴訟においては，これらの監査基準および会計原則に会計士が従わなかったことを専門家の証言によって立証しなければならないが，会計士が基本的な債務を履行しないことが非専門家にも明白であるときは，会計士の責任を専門家による証言に基づかしめる必要はない。

さらに，会計士が一般に認められた監査基準に従わないことにつき過失があるとしても，依頼人の側にも寄与過失 (contributory negligence) のあるときは，会計士に責任を課すことはできない。すなわち，訴訟において，依頼人が会計士の注意義務の違反によって損害が発生したことを主張した場合，被告たる会計士がこの事実を認めたうえで，原告たる依頼人にも過失があり，これが当該損害の発生の一原因となっていることを主張し立証すれば，会計士は責任を免れる。たとえば，債務の履行および真実の報告についての会計士の懈怠に依頼人の過失が寄与したときは，被告たる会計士は全面的に責任を免れるとされる。[8] また，Suburban Landry and Dry Cleaning, Inc. v. John Carruthers & Company 事件においては，会計士は，依頼人たる会社の帳簿係が巧妙に隠蔽していた使い込みによる不足高を発見しなかったとして責任を追及されたが，会社が帳簿を完全に記入させていなかったことがその損害ならびに会計士がその不足高

を発見しえなかったことに寄与したとの理由によって裁判所は依頼人の損害賠償請求を否認した。[9)]

しかし，とくに身体に対する傷害の事例において過失法上の妨訴の抗弁として知られる寄与過失の法理を会計士の責任に適用することには疑義があるとする見解もある。すなわち，欠損の発見について会計士の懈怠がある場合，その欠損の発生を許すについて原因となる内部統制組織に必ずといってよいほど相関的欠陥が存在するのであり，さきの事件においても帳簿が不備であるという事実を会計士が知っていたならば，会計士は一層詳細な調査をすべきであったと批判されている。要するに，依頼人の側になんらかの過失があれば，会計士の責任が免除されるというものではなく，寄与過失は，会計士と依頼人のそれぞれの過失を評価するさいに権衡をはかる技術として，個々の具体的事例において用いられるものといえる。[10)]

次に，会計士に対する責任追及は，従業員の使い込みによる欠損を会計士が発見しなかったことを原因とする事例が多いが，たとえ依頼人が監査の一次的目的は欠損の発見でありまたそれが適正な監査の必然的結果であると考える傾向にあるとしても，独立の監査の一次的目的は会社の財政状態を調査しそれにつき意見を表明することにあり，欠損の発見は二次的なものとされている。それ故，監査の通常の過程において欠損を発見することもありうるが，必ずしもそれを要求されない。すなわち，会計士は被監査会社が信頼する確実な使用人を信用するときは免責されるのであり，会計士が相当な注意を払うならば，それら使用人が誠実であると仮定し，かれらの表示に信頼することができる。疑惑を生ぜしめるなんらかの事情が存するときは，会計士はそれを徹底的に調査すべきであるが，その種の事情が存在しないときは，会計士は相当な注意を払うのみで足りるものとされており，この場合に巧妙に準備された詐欺の計略を探知しなかったとしても責任を問われない。また，その詐欺が被監査会社の確実な使用人によって行われ，かつ取締役が何年間もそれを発見しえなかったときも同様で

あるとされる。11)

さいごに付言しなければならないことは，アメリカにおいて会計士による監査は，SEC への届出書類に関して利用されるほかに，制定法が要求しない場合においても広く利用されているため，会計士の職責の範囲は，依頼人との間に締結される監査契約によって決まることである。会計士は，現金監査（cash audit），貸借対照表監査（balancee-shet audit）および細密監査（detailed audit）などを目的とする契約を締結することができるのであり，それに応じて相当な注意をもって履行すべき債務の内容も異なるものといえる。したがって，たとえば貸借対照表監査についてのみ契約するときは，細密監査を行ったならば当然発見されたであろう違法行為を発見しえなかったとしても，会計士が法的責任を負わないことがありうるのである。また，細密監査において通常要求される職務のある部分を除外するときは，その旨契約書に明記しなければ，会計士はその合意した以上の債務を法律上負わされることがある。

1) 大住「会計監査人の職務と責任」商事法務研究523号4ページ（1970年）.
2) Seymour Kurland, Accountant's Legal Liability Ultramares to BarChris, 25 Business Lawyer, p. 156 (1969).
3) Maryland Casualty Co. v. Cook, 35 F. Supp. 160, 166 (E. D. Mich. 1940) ; Allen County Comm'rs v. Baker, 152 Kans. 164, 102 P. 2d 157 (1943) ; See, Notes & Legislation, The Accountant's Liability—For What And To Whom, 36 Iowa L. Rev. p. 320 (1951).
4) Notes, 36 Iowa L. Rev. pp. 320—321.
5) 英法において，negligence には故意と相並ぶ主観的意義と独立の不法行為としての客観的意義があり，訳語としては両者とも「過失」という語が一般にあてられているが，ここでは後者について一応，「ネグリジエンス」としておくことにする。
6) Seymour Kurland, op. cit., p. 157.
7) Note, Accountants' Liabilities for False and Misleading Statements, 67 Colum. L. Rev. pp. 1466—1467 (1967).
8) National Surety Corporation v. Lybrand, 256 App. Div. 226, 9 N. Y. S. 2d 554 (1939). See, Seymour Kurland, op. cit., p. 158. 損害賠

償額を定めるにつき被害者の過失を斟酌するわが民法722条の立場とは基本的に異なる。

9) Seymour Kurland, op. cit., p. 158.

10) ちなみに，イギリスでは1945年に The Law Reform (Contributory Negligence) Act によって寄与過失の法理は廃止されている。

11) Seymour Kurland, op. cit., p. 158.

三　第三者に対する責任

(一)　コモン・ロー上の責任

コモン・ロー上，第三者に対する民事責任の法的根拠には，詐欺 (deceit) とネグリジェンス (negligence) の二種がある。[1]

(A)　詐欺に基づく責任

詐欺が成立するには，虚偽の事実をその虚偽であることを知りながら発表することを要し，不注意から真実であると信じたときは原則として詐欺は成立しない。このように，詐欺訴権を成立させるためには，害意 (scienter) が必要であるが，裁判所は，詐欺に基づく賠償責任を会計士に課す場合において，表示が虚偽であることを現実に認識していたことまで要求しない傾向にあるといえる。すなわち，アメリカの大部分の州は，イギリスの指導的判決である Derry v. Peek[2] 事件に従っているが，この判決によれば，害意は詐欺訴権の要件であるとしても，詐欺は表示が虚偽であることを現実に認識していることの立証によってのみならず，虚偽表示がその真実性に対する信頼なしに行われたことの立証によって，さらには表示が真実であるか虚偽であるかを顧みずに recklessly (不注意に) なされたことの立証によっても成立するものとされている。アメリカの裁判所はこの文言をとらえ，これを新たな責任の原則に変えたのであった。これに関して，まず言及しなければならないのは Ultramares Corp. v. Touche, Niven & Co., 事件[3] であるが，その判決において Cardozo

判事は，過失が重大である場合には詐欺が推定されうることを示唆した。かくして，会計士の不実表示に信頼して損害を受けた第三者をネグリジェンスの法理によって救済できない場合には，この解釈的詐欺（constructive fraud）の原則が損害賠償を与える手段として援用されるようになったといわれる。[4] その後，この原則は State St. Trust Co. v. Ernest, 事件[5] において，さらに拡張され，重大な過失それ自体損害賠償の根拠たりうることが示唆された。このように，重大な過失と詐欺との間の境界は明確でないが，重大な過失のある会計士に詐欺に基づく責任を課した判例としては，Duro Sportswear, Inc. v. Cogen 事件[6] がある。この事件において会計士は，依頼人の帳簿に転記されていなかった債務を勘定に入れず財務諸表において依頼人の欠損を極めて過少に表示した。その会計士は依頼人たる会社の帳簿係が帳簿への記入，転記を遅らせる習慣をもっていたことを個人的に知っていたため責任を負わされたのであった。これは heedlessness（不注意）が故意に代わりうる例とされている。[7]

善意の信頼は，たとえそれが不合理であっても，詐欺訴権に対する正当な抗弁となるが，この場合においても事情によって害意が立証されることがある。すなわち，自己の表示の真実性に対する表示者の信頼が極端に不合理であるときは，その真実性に対する現実の信頼が存在しない証拠となるとされている。[8]

比較的最近の判例である Fischer v. Kletz 事件[9] において，監査証明後に被監査会社の財務諸表に純資産，純収益について重大な過大表示を発見した会計士がこれを一年以上にもわたり被監査会社にも S E C にも報告しなかった事案につき裁判所は請求棄却の予備的申立に答えた中間判決としてではあるが，会計士に対するコモン・ロー上の詐欺による訴権を立証する機会を原告に禁ずる理由を見出しがたいとして，詐欺が成立する可能性を示唆した。この判決は，事案が会計士による積極的な不実表示というよりも開示の懈怠とみられることならびに原告が会計士と直接の関係をもたない投資者であることからみて注目に値するといえよう。

リステートメントによれば，貸借対照表が金銭の借入，証券の売付のために利用されること，ならびにそれを第三者が信頼し結果的に損害を受けることを知りながら，虚偽の貸借対照表を故意に証明する会計士は，彼が影響を与えることを意図した第三者に対して詐欺に基づく損害賠償責任を負うことになる。[10] 換言すれば，そのような表示に信頼することが合理的に予測されうる (reasonably anticipated) すべての者に対して会計士は責任を負うといえる。

(B) ネグリジェンスに基づく責任

不法行為訴権としてのネグリジェンスは，注意義務が存在するにかかわらずこれに違反し，よって損害を生ぜしめる行為であり，法律上の注意義務が存在しないかぎりネグリジェンスは成立しない。従って，当事者間に契約関係 (privity) または信任関係 (fiduciary relation) が存在しないかぎり法律上注意義務が存在しないものとすれば，会計士は契約関係に立つ依頼人以外の第三者に対しては相当な注意を尽くすべき義務を負わないので，会計士が単なる不注意によって不実表示をした場合，その表示を信頼して損害を受けた第三者はネグリジェンスを理由として損害賠償を請求しえないことになる。契約関係にない第三者に対する会計士の責任に関する判例法の状態は，たぶんに流動的であり必ずしも明確とはいえないが，以下にこれに関する判例の動向を跡ずけることによって現在の法状態を明らかにすることにしよう。

ネグリジェンスに基づく会計士の責任について，まず言及しなければならない重要な判例は，Ultramares Corp. v. Touche, Niven & Co., 事件[11] である。前年度の貸借対照表の作成とその監査証明の依頼を受けた会計士事務所が，依頼会社の帳簿に70万ドルの受取勘定の過大表示があることを不注意によって発見せず，会社の財政状態は良好である旨の意見を付した貸借対照表の原本とその写し32部を同会社に提出した。そのさい，その会計士事務所は同会社が銀行その他から資金の借入れを望んでいたこと，その貸借対照表が銀行，債権者，株主等に送付されることを知ってい

たが，将来の債権者もしくは投資者の同一性ならびにそれらの者による財務諸表の利用はその会計士事務所にとって明らかになっていなかった。この監査証明付貸借対照表を信頼して同会社に多額の貸付けを行い損害を受けた原告が，同会計士事務所を相手どってネグリジェンスおよび詐欺を理由とする損害賠償請求の訴を提起したというのが事案の概要である。これに対して，Cardozo 判事は，監査証明付貸借対照表に対する真の信頼に至らない recklessness（不注意）に基づく解釈的詐欺は別として，第三者に対する責任を生ぜしめる法的根拠は存在しないとし，また単なる過失が損害賠償の根拠たりうるとの命題については，そのような革命的変化はいかに便宜であっても立法によって行わるべきであると判示した。すなわち，同判事は，会計上の過失がその報告書に信頼するかもしれない予見しえない第三者（unforeseen third-persons）に対してまでも会計士の責任を無限に拡張する結果を招くことを恐れたのであった。つまり，そのような責任が依頼人以外の予見しうる第三者（foreseeable third-persons）にまで拡張されうるのは，現実の詐欺または解釈的詐欺の場合だけであるとする。そして，経済的損失をもたらす単なる過失による不実表示についての責任は，その一次的利益のために報告書が作成もしくは監査される者に限定さるべきであり，二次的ないし付随的公示の相手方たる者にまで拡張されるべきでないとした。

この判決の論理は，第一に，被告は契約関係にない者に対して貸借対照表を証明するにつき相当な注意を尽くすべき義務を負わないこと，第二に，かかる事実関係の下で被告に責任を負わすならば，被告をしてその過失とまったく均り合わない責任に従わしめることになることの二点である。かくして，会計士は契約関係にある依頼人または表示に信頼するであろうことを会計士が知っていた者に対してしか過失による不実表示の責任を負わないものとされた。[12]

しかしながら，一般に不実表示の領域において，訴訟当事者間の関係は義務を負担するか否かを決定するについて極めて重要であると考えられ

る。その関係の緊密性の度合が課せられる義務の程度に直接比例するものといえる。たとえば，信任関係における相当な注意義務，当事者の一方が特殊な技能・知識を有する場合に負担する義務がこれである。さらに，この問題は，当事者の一方から他方に対する信頼が正当であるか否かという側面からも考察することができよう。たとえば，信任関係における受信者または専門的資格を有する者による表示はそれだけ容易に信頼されるものと推定されよう。以上の観点から考えると，投資者が独立の会計士の表示を真正なものと信頼しかつその会計士が専門家に必要な注意を用いたものと仮定することには合理性があるものといえる。[13] ところが，さきにみたとおり Ultramares 事件判決は，契約関係の存在しない場合には会計士による相当な注意の行使につき正当とみとめうる信頼は存在しえないとし，また当事者の関係が契約によって設定されないかぎり，他人の表示に対する正当な信頼は存在しえないとの立場をとっているが，注意義務を契約関係の概念と同一延上のものとみることは，会計士の不実表示を信頼して損害を受けた投資者保護の見地からみて望ましくない結果をもたらすとともに，瑕疵のある製品の製造者が契約関係にない買主に対して責任を負うとする判例[14] ならびに契約責任に関する第三者受益者理論をとる判例[15] などのように他の領域における判例法の趨勢に鑑みても，注意義務と契約関係の本質的関連性に固執することはむしろアナクロニズム的な理論的説明であると批判[16] されてもやむをえないであろう。

過失による不実表示の領域において初めて契約関係の要件を不要とした判例は， Ultramares 事件の九年前に皮肉にも同じ Cardozo 判事の関係した Glanzer v. Shepard 事件[17] であった。これは会計士に関する事件ではないが，豆の売主が依頼した計量士が過誤のある計量報告書を発行したためこれを信頼して損害を受けた買主がネグリジェンスを理由として損害賠償の訴を提起した事案について，裁判所は当事者間になんら契約関係がないにかかわらず被告に賠償責任をみとめた。すなわち，会計士はたとえ監査の労務を売主に対して提供したとしてもその報告書に信頼する買主

に対し商品を正確に計量する義務を負っているのであり，当事者間の契約関係の存否はこのことの決定には全く関係ないとする。なぜならば，被告はその買主が商品の代金を支払うさいに自己の証明書を専ら信頼するであろうことを知っていたからであると判示された。本件と Ultramares 事件との相違は，本件の被告が原告とその取引を特定的に知っていたが他方 Ultramares 事件の被告はその意見が依頼人の資金的需要に応ずる数人の貸主のいずれかによって信頼されるであろうことを知っていたにすぎないということであった。これに加えて，本件の計量士は約1000ドルの損害賠償を請求されていたにすぎないが Ultramares 事件の会計士は 180,000 ドル以上の損害賠償を請求されていたという事実上の相違も Cardozo 判事の姿勢を評価するさいに考慮される必要があろう。かくして，過失と全く均り合わない責任を負わす危険性は本件ではなかったが，Ultramares 事件においてはその危険性があったとみなされたのである。

もとより，Ultramares 事件判決の背景には会計士の職業維持という政策的理由があったことは否定しえないが，これに加えてその当時における会計士の役割が極めて制限されていたという事情をも看過することができない。すなわち，年次監査と専門的意見の提出はその当時も行われていたが，現在におけるような帳簿および記録の包括的な調査はいまだ知られていなかったのであり，さらに重要なことは，監査の目的が経営者に情報を与えることにあったことである。[18] このことは，Ultramares 事件において Cardozo 判事が「公認会計士は，かれを雇用することに決めるいずれかの依頼人に対しその労務が提供されるという意味においてのみ公共的である」と述べたことからも推察することができよう。その後，恐慌を契機として正確な財務報告の機能とその重要性について一般の認識が変わることによって，専門職業者たる会計士の会計報告は新たな視点から見直され，その監査の焦点は投資者の投資判断に必要な情報を提供することに移行したのであった。かかる経済的背景の変化にともなって，会計士の責任を規制する法の状態も変動を余儀なくされることが予想されるが，実際に

も最初の恐慌立法の一つである1933年連邦証券法は財務諸表上の不実表示につき広汎な責任を会計士に課している。

ところが，ネグリジェンスに基づく会計士の責任について契約関係の存在を要件とする Ultramares 事件判決は，その後長期間にわたり会計士に関しては指導的判決として他の判例に多大の影響を及ぼしてきたのであり，またこの判決は，予見しうる当事者 (foreseeable party)，予見しうる損害 (foreseeable harm) にまで責任を拡張しようとする不法行為法の一般的潮流に対してまさに錨として作用したのであった。しかるに，1962年に Ultramares 事件判決に鋭い批判をあびせる Texas Tunneling Co. v. City of Chattanooga 事件[19] の第一審判決が現われた。市が雇用した工事監査会社が「ボーリング工程日誌報告書」に重大な地質学上の資料を過失によって欠いたため，市の下水施設用地下道を掘るために雇われた下請人たる原告を誤認させた事案について，裁判所は，その情報が原告の指針 (guidance) のために提供され，原告の行為に影響を与えることを被告が意図した取引において，原告がその情報に信頼したことが正当とみとめられるゆえに，契約関係が存在しなくとも原告は過失による不実表示につき損害賠償を請求しうると判示しその結論を支持するためにリステートメント[20] を引用した。また，この判決は Ultramares 事件によって確立された注意義務の及ぶ範囲についても反対を表明し，注意義務は過失による行為が影響を与えるものと予見しうる範囲の者にまで拡張されるべきであるとした。さらに注目に値するのは，Ultramares 事件において Cardozo 判事が述べた通常の過失による不実表示についてまで会計士の責任を拡張することは会計士の職業を破壊するであろうとの警告に対して，判決は，産業の発達，人口の増加，社会の都市化，企業関係の複雑化・専門化が企業取引において専門家の表示に対する信頼を益々要求していると反論していることである。しかしながら，この判決は第二審において，原告たる下請人の同一性がその報告書作成の時点において被告に知られていなかったことを理由として破棄された。

しかるに，近年，連邦裁判所は Rusch Factors, Inc., v. Levin 事件[21]において Ultramares 事件判決はもはや従わるべきでないことを示唆した。会社から融資を求められた銀行がその会社の財政状態の健全性をはかるために会計士の監査証明付の財務諸表を請求した。事実上，その会社は支払不能の状態にあったため，会計士の証明を信頼して金銭を貸付けその返済を受けることができなくなった銀行が会計士を相手どって訴を提起した事案において，裁判所は，過失による不実表示に基づく会計士の責任が「予見しうる当事者」にまで及ぼさるべきか否かという問題については結論を留保した（原告は，その信頼が被告によって現実に予見された唯一の当事者だったことにその理由がある）が，会計士は現実に予見された者によって信頼された過失による不実表示につきネグリジェンスに基づく責任を負うべきであると判示した。この限りでは，Ultramares 事件判決との対決を回避した判決といえるが，その付随意見において Ultramares 事件における Cardozo の論法に対して鋭い反論を展開しているのである。それによれば，Ultramares 事件判決は「合理的に認識されうる危険が従わるべき義務を限定する（The risk reasonably to be perceived defines the duty to be obeyed)」との不法行為法上の原則を不当に侵害するものであるとしたうえ，会計士の過失による不実表示によって生じた「予見しうる損害」——「予見しえた損害」に対立する——にまで会計士の責任を拡張すべき理由として次の三点を上げている。すなわち，善意の信頼者が会計士の専門的不正行為につき重い負担を負うのは不合理であるから損失の危険はこれを会計士に課すことによって公正に分散されるべきであること，会計士にかかる厳格な責任を課すことが結果的に会計基準を引き上げ経済社会の利益となること，ならびに会計士の負担する危険について責任保険制度の利用が有用であることが指摘されている。

この判決は Ultramares 事件において確立された原則を完全に否認しなかったという限りにおいて限界性をもつといえるが，原告との間に契約関係のない被告に対しネグリジェンスに基づく責任を負わすことによっ

て，会計士の賠償責任の範囲を Ultramares 事件におけるよりもさらに拡張した唯一の連邦下級裁判所の見解である。その意味で，この判決は，会計士の責任をネグリジェンス法の主流にいっそう近づけたものであり，また企業関係の複雑化・専門化による経済社会の要請を背景として，不注意な会計士の保護から投資者・債権者の信頼の保護への転換の契機ともなるべき重要な判例といえよう。[22)]

ともあれ，この判決も，近時の連邦証券法の下における会計士の責任に関する法のめざましい発展に比すれば，さほど驚くに値しないといっても過言ではない。現在，会計士の制定法上の義務と責任の解釈に関連して多数の事件が係属中であるが，そこにおいて証券法に基づく会計士の対第三者責任が益々強化されてきつつあるので，今後，Ultramares 事件判決の他の判例に対する影響力は，漸次，減少することになろう。

1) アメリカ法における会計士の対第三者責任を扱う論文としては，BarChris 判決以前のものとして，竜田「アメリカ法における会計士の民事責任」商事法務研究461号2ページ，同「監査人の対第三者責任序説」商事法の研究180ページ以下。なお，川内「アメリカ法における会計士の民事責任の新展開」——BarChris 事件判決を中心として——企業法研究187輯45ページ；神崎「有価証券届出書の虚偽記載による民事責任」商事法務研究543号12ページ以下参照。

2) 14A. C. 337 (H. L.) (1889)。See, Notes, Common Law Liability to Third Persons for Misrepresentation, 57 Calif. L. Rev. pp. 281, 282；詐欺的不実表示 (fraudulent misrepresentation) に関する救済は，英米法上すでに1789年から第三者に与えられていた。すなわち，故意による不実表示の場合には，当事者間の契約関係を要件としていなかったのである。しかしながら，現実の詐欺 (actual fraud) の程度にまで至らない不実表示については，それを信頼して損害を蒙った第三者に損害回復をみとめうるかの問題があったが，Derry v. Peek 事件がこれを否定し，その後 Candler v. Crane Christmas & Co., 事件 (2K. B. 164, 1 All E. R. 426〔1951〕) もこの立場を踏襲した。従って，イギリスにおいては，1963年に至るまで，不注意による不実表示は，当事者間に契約または信任関係の存在する場合ならびに身体に対する侵害の場合以外においては，訴権発生の原因にならなかった。1963年の Hedley Byrne & Company v. Heller & Partners 事件 (3W. L. R.

101 〔1963〕) によって初めて Derry 事件判決は覆されたのであるが，この判決は，経済的損失を生ぜしめる過失による不実表示についても注意義務が存在しうるとし，また，原告が被告に対して「特別の関係」(special relation) を有することを立証しうるときは原告に損害賠償請求権を与えることとして，信任関係の要件を拡張したのであった。

もっとも，この「特別の関係」が厳密にはいかなるものかについて定義されなかったので，会計士がイギリスの準則の下において不注意な不実表示につき責任を負うべきものと解釈しうるか否かは疑問とされている。Loss, Securities Regulation, vol. VI, pp. 3851, 3852 ; Notes, 57 Calif. L. Rev. pp. 281, 283 ;

3) 255 N. Y. 170, 174 N. E. 441 (1931) ; See, Seymour Kurland, op. cit., p. 160 ; Bradley, Liability to Third Persons for Negligent Audit, 1966 J. Bus. L. pp. 190—196.

4) Notes, 57 Calif. L. Rev. p. 282.

5) 278 N. Y. 104, 112, 15 N. E. 2d 416, 418—19 (1938) ; See, Ntes ; 67 Colum. L. Rev. p. 1442.

6) 131 N. Y. S. 2d 20 (Sup. Ct. 1954), aff'd mem., 285 App. Div. 867, 137 N. Y. S. 2d 829 (ls't, Dep't, 1955) ; See, Notes, 67Colum. L. Rev. p. 1442.

7) Notes, 67Colum. L. Rev. p. 1442.

8) Notes & Legislation, 36 Iowa L. Rev. p. 322.

9) 266 F. Supp. 180 (S. D. N. Y. 1967) ; See, Notes, 67 Colum. L. Rev. p. 1443 ; Seymour Kurland, op. cit., p. 165.

10) Restatement of Torts § 531 (1938) ; Notes, 67 Colum. L. Rev. p. 1441 ; Notes & Legislation, 36 Iowa L. Rev. p. 321.

11) 注（3）参照。

12) Notes & Legislation, 36 Iowa L. Rev. pp. 322—323 ; Seymour Kurland, op. cit., pp. 160—161 : Notes, 67 Colum. L. Rev. pp. 1438—1439.

13) Notes & Legislation, 36 Iowa L. Rev. p. 324.

14) MacPherson v. Buick Motor Co., 217 N. Y. 382, 111 N. E. 1050 (1916) ; See, Notes & Legislation, 36 Iowa L. Rev. p. 325.

15) Weinberg Associates Inc. v. Kramer, 265 App. Div. 171, 38 N. Y. S. 2d 243 (lst Dep't. 1942) ; See, Notes & Legislation, 36 Iowa L. Rev. p325.

16) Notes & Legislation, 36 Iowa L. Rev. p. 325,

17) 233 N. Y. 236, 135 N. E. 275 (1922) ; See, Notes, 57 Calif. L. Rev. pp. 283—284.
18) Notes, Calif. L. Rev. pp. 285—286.
19) 204 F. Supp. 821 (E. D. Tenn. 1962), rev'd. 329 F. 2d 402 (6th Cir. 1964) ; See, Bradley, op. cit., pp. 190—196.
20) Restatement of Torts, § 552.
21) 284 F. Supp. 85 (D. C. R. I. 1968) ; See, Notes, 57 Calif. L. Rev. pp. 281—285.
22) Notes, 57 Calif. L. Rev. p. 282.

(二) 連邦制定法上の責任

1933年に連邦議会は，証券法案の審議過程において届出会社の財務諸表を政府の監査人が監査すべきであるとの提案を拒否し，独立の公認会計士が証明をすることを容認したのであった。その後における証券取引委員会の所見によれば，公認会計士は，その報酬を支払う依頼人に対してのみならず投資者，債権者ならびにその証明にかかる財務諸表を信頼するその他の者に対しても責任を負うものとされる。[1] 換言すれば，会計士はもはや発行会社の代理人ではなく，事実上将来の証券所有者の代表者であり，その責任は受信者（fiduciary）のそれであるともいわれている。[2] かかる精神を反映する連邦証券関係法は，必然的に，会計士の民事責任についてコモン・ローに比してより厳格な規制を行うことになる。

連邦制定法において会計士の民事責任の法的根拠となる規定としては，1933年連邦証券法（Securities Act of 1933）（以下33年法と略称）11条，33年法12条(2)項，1934年連邦証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（以下34年法と略称）18条ならびに34年法10条（b）項およびそれに基づくＳＥＣ規則10b—5の４種がある。

33年法11条の規定は，コモン・ロー上のネグリジェンスにおいて必要とされる契約関係（privity）の要件を排除し，記載が真正であると信ずべき相当の理由を立証しないかぎり免責されない。なお，この規定の適用は，

ＳＥＣに提出する登録申請書（registration statement）（日本の有価証券届出書に相当）の不実記載に限られ，原告たりうるのは証券の買主だけである。

次に，33年法12条（2）項の規定は，登録申請書の不実記載に限らず，他の書類における書面による表示および口頭による不実表示についても適用され，また33年法11条のように証券の分売だけでなく社外証券の取引にも適用される。登録申請書における誤解を生ぜしめる表示の場合には33年法11条と同条が重複することもありうるが，両者の基本的な相違は，同条が直接の売主（immediate seller）のみを訴えることしか買主に許さないという意味において厳格な契約関係を要件としていることにある。しかし，この「売主」(seller）の定義が抽象的であるため，被告の行為と原告の損害との間に「直接のかつ近い」(direct and proximate）因果関係が存在するときには，その売付の「関与者」(participant）として売主とされる。従って，虚偽の財務諸表に故意に監査証明を付す会計士は，買主の損害と虚偽の財務諸表との間に「直接のかつ近い」因果関係が存在する限り，証券の売付の「関与者」として責任を負うものと考えられる。[3)]

34年法18条の規定は，ＳＥＣに提出する年次報告書（annual report）(日本の有価証券報告書に相当)のみでなく同法に基づいて提出されるすべての書類の不実記載に適用されるうえ，証券の買主のほか証券の売主も原告適格を有するが，同条に基づく訴訟においては「当該不実記載によって影響された価格で」(at a price which was affected ty such statement）証券の売買をしたことおよび不実の記載に信頼したことの立証責任を原告が負担しなければならず，この規定は利用価値が乏しいといわれる。[4)]

34年法10条（b）項ならびにそれに基づくＳＥＣ規則10b—5は，「証券の売買に関し」(in connection with the purchase or sale of any security）一定の不正な行為をなすことを禁止するが，これは抽象的・包括的な規定であるので，裁判所がある程度自由にその賠償責任等についてもその内容を決める余地があり，近時，この領域における連邦裁判所の判

例法の形成は顕著なものがある。以下，33年法11条およびＳＥＣ規則10 b—5に基づく責任を中心に流動する判例法の現状をさぐることにしよう。

(A)　33年法11条に基づく責任

33年法11条 (a) 項によれば，証券保有者は，証券の登録申請書にその効力発生日において重要事項につき不実記載があり，または記載すべきことを要する重要な事実もしくは誤解を生ぜしめないために必要な重要事実の記載が欠けているときは，その証明をなした会計士を訴えることができる。しかし，同条 (b) 項によると，会計士が相当な調査をなしたうえ，登録申請書の当該部分の効力発生のときに，そこにおける記載が真正であることならびに記載を要する重要事実もしくは誤解を生ぜしめないために必要な重要事実の記載が欠けていないことを信じたことに十分な理由があることを立証したならば免責される。

まず第一に，同条はコモン・ロー上の訴に必要とされる契約関係を要件としていない。従って，売主との間の遠隔性 (remoteness) を顧慮することなく，発行者と買主との間に引受業者・ディーラー等が介在するとしても究極の買主は発行者から直接損害賠償を受けることができる。また，不実表示が買主に向けてなされかつ買主に影響を与える意図をもってなされたことを原告が立証することを要せず，株式市場における買主に対しても同一の訴権を与える限りにおいて，コモン・ロー上の例外を極めて拡張することによって原告たりうる者の範囲を広げているものといえる。5)　第二に，いかなる買主も同条に連帯責任を負うべきものとして明示された者(発行者・登録申請書に署名したすべての者・当該申請書提出時に在任中の取締役・当該申請書に氏名を記載された将来の取締役・当該申請書の特定の部分につき責任を負うものとして氏名を記載されることに同意しまたはその報告書が登録申請書に「関連して」使用された一定の専門家・証券の引受業者など) を訴えることができる。これは，被告たりうる者の範囲を広げているわけであり，かつて Cardozo 判事が Ultramares 事件にお

いて，単なる過失が損害賠償の根拠たりうるとの命題について「革命的」変化と称し，かかることは立法によるべきだとしたことが，まさに実現しているものといえる。[6] 第三に，買主が誤解を生ぜしめる記載または省略に「信頼した」ことを要件としていない。従って，不実表示と買主の損害との間の因果関係は問題とされない。第四に，同条の責任は被告の故意または認識 (knowledge) に関係なく課せられる。すなわち，買主は被告の害意 (scienter) を立証することを要しない。しかし，被告は同条 (b) 項の定める一定の抗弁を提出することができるのであり，この抗弁は，「相当な調査」(reasonable investigation),「信ずべき相当な理由」(reasonable ground to believe) および事実上の信頼という概念または信ずべき相当な理由の欠缺および事実上の信頼の欠缺に左右されるのである。ともあれ，これらの抗弁はまさに同条の中核ともいうべき重要な制度であるといえる。[7]

比較的初期の段階において33年法11条を適用した判例としては，1939年の Shonts v. Hirlman 事件[8] がある。前述したように同条が Cardozo 判事のいわゆる「革命的」規定であるとすれば，この判決はまさに「反革命的」なものといえる。会計士の監査証明の数日後で登録申請書の効力発生日前に，被監査会社が年間3500ドルの最低賃料で建物賃借契約を締結したが，会計士はこの未確定偶発債務を財務諸表に記載しなかったという事案について，判決は，この賃借契約が明らかに同条の重要な事実に該当することとその債務が登録申請書の効力発生日以前に確定していたことを認めながらも，監査および登録申請書提出時にこの契約が未確定であったことを理由に不実表示でないとした。この判決は，「登録申請書の効力発生日において信ずべき相当な理由」があったことを免責事由とする11条 (b) 項の規定を明らかに無視するものであり，また会計士の事後調査をなんら要求しないものとして強い批判にさらされている。[9] たしかに，かくも低い会計基準が11条の要求する規準として今後従わるべきものとするならば，同条はかつてニューヨーク州の裁判所がコモン・ロー上においてさえ

も会計士に責任を負わす目的で敢て適用せんとしていた「重大な過失」よりもはるかに後退することになるであろう。事後調査に関しては，会計士の義務は登録申請書の提出で終結するものではなく，その後においても効力発生日に至るまで，証明した財務諸表に重大な影響を与えるなんらかの事実が発生しないか否かを確かめる措置が必要であるが，ただし実際問題として，効力発生日まで監査を継続することは無理であるから，なんらかの方法で依頼人の財政状態と接触を保つべきであるとの意見がある。[10)]

ところで，Shonts 事件から約30年後の1968年に，法曹界・財界に大きな反響をまき起した Escott v. BarChris Construction Corp., 事件[11)]が現われた。ボーリング場の建設・売却を事業目的とする BarChris 会社は，未売却の完成済遊戯場をいくつか子会社を通じて所有していたため，その資金調達が益々困難になっていた。そこで，この会社は1961年末に社債を発行したが一年後に支払不能に陥ったため，社債保有者たちは，目論見書に1960年度および1961年度の第一四半期について多くの重大な誤りがあったとして1962年10月25日に33年法11条に基づき取締役，役員，引受業者および会計士を相手どって class action を提起したのであった。被告たちは，それぞれ程度の差こそあれ財務上の不実表示につき賠償責任を負うものと判示された。この判決は，連邦制定法に基づき会計士に民事責任を負わすものとしてはまさに画期的なものといわれている。

前述した33年法11条 (b) 項に基づく抗弁は，いわゆる専門家 (expert) の表示と非専門家の表示によってその内容を異にするが，専門家はその資格においては自己の記載についてのみ責任を負い，また自己の確認ないし証明した部分については「相当な調査」,「信ずべき相当な理由」ならびに自己の記載が真正でありかつ誤解を生ぜしめる省略を含んでいなかったとの事実上の信頼を立証しなければならない。本件において唯一の専門家である会計士は，登録申請書についてこの抗弁を立証することに失敗したのであった。要するに，この判決の重要性は，33年法11条に定める「相当な注意」(due care) の抗弁に関してそれがとった解釈にあるといえる。さ

て，本件における会計士は，1960年度連結貸借対照表ならびに1960年12月31日を期末とする五年間の連結収益計算書についてのみ監査意見を付し，目論見書に含まれる1961年度の計数については監査証明をしなかった。もちろん，会計士は監査証明をしなかったこれらの計数につき直接の責任を負わないが，11条の「相当な注意」の抗弁は会計士の証明した計数が登録申請書の効力発生日において真正であったと「信ずべき相当な理由」ならびにそれについての事実上の信頼を立証しうるか否かにかかっている。従って，会計士は1960年12月31日の時点で証明した財務諸表が1961年9月17日（登録申請書の効力発生日）の段階において誤解を生ぜしめるものであったならば，責任を負わなければならない。すなわち，この注意基準は，会計士に対して会社業務と接触を保ち財務諸表に重要な影響を及ぼすような事後の重大な変化を発見するよう要求しているといえる。専門職業者は，アメリカ公認会計士協会（AICPA）がその基準を定めるS−1 Reviewによってこれを行っている。これは，監査証明付の貸借対照表が誤解されるのを防ぐために，発行者の財政状態に重大な変化が生じなかったかどうかを確かめることを目的とする，一定の調査および証明を行うための確立した手続であるが，その程度と範囲において監査と同じではない。[12] 本件においてBarChris会社の会計士が極めて不注意なS−1 Reviewを行っていたとの事実認定に基づき，裁判所は，会計士が登録申請書の監査意見を付した部分について相当な注意を怠ったものと結論し，会計士に賠償責任を負わせたのであった。

さらに，本判決のもつ重要な意義は，それがS−1 Reviewのさいに払うべき相当な注意を定義づけるためにAICPAの定める基準を採用したことである。すなわち，会計士の行為が一般に認められた専門職業の基準にまで達しなかったことは，AICPAの基準との比較によって明らかにされた。以下これを順次上げることにする。(イ) 会計士は目論見書を閲覧し，登録申請書の他の部分を調査しなければならないが，BarChrisの会計士はこれを行わなかった。(ロ) AICPAの基準は，前期の同種の

計算書とともに最新の中間財務諸表の閲覧を要求するが，当該会計士は1961年3月31日現在の連結試算表のみを調査し，これを1960年度の監査済計数と比較しただけであった。(ハ) 当該会計士は取締役会の議事録を閲覧したが，業務執行委員会の議事録を閲覧しなかった。(ニ) 監査済計算書について重大な疑いを惹起するような変化の存否を記載する説明書の提出を当該会計士が会社役員に対して要求した事実があるかについては，裁判所はふれなかった。(ホ) 多数の事項につき財務・会計担当の役員に対して質問をする義務があるにかかわらず，当該会計士は会社のさほど要職にない者と接触したのみであった。(ヘ) AICPA の基準は，財務諸表の期日から調査の期日までの間に生ずる財政状態または経営成績の重大かつ不利な変化を調査するよう要求しているが，当該会計士は1960年度の計数を誤解せしめる重大かつ不利な変化に気づかなかった。

以上のような事実認定に基づいて裁判所は次のように結論した。すなわち，当該会計士が属する会計事務所が準備した S−1 Review のプログラムは一般に認められた監査基準に準拠していたが，当該会計士が実際に行った S−1 Review は一般に認められた監査基準に準拠していなかったので役に立たなかったとした。さらに，この判決では，「相当な注意」とは質的な概念であり，単なる量的な概念でないことも強調されている。しかしながら，財務諸表の監査証明については AICPA の基準よりも高度の注意基準を要求したわけではない。すなわち，この判決の付随意見において「会計士はその専門職業において承認されている基準よりも高度のそれを遵守せしめられるべきではない」と述べられているのであって，ただ本件における会計士の調査が専門職業の基準に達しなかったものと判定されたのであった。

ともあれ，このように私的団体である AICPA の定める基準を注意の法律上の要件として決定的なものたらしめることには批判が強い。その理由としては，制定法上の授権なくして権限を委譲することになること，専門職業の基準を引き下げることによって会計士の潜在的責任を軽減する

誘因を与えること，この基準は被監査会社内部の調査を主目的としているに対して社外の調査を必要とすることもあること，ならびにこの基準は株主総会および取締役会等の議事録についても「入手しうる」議事録の閲覧を要求するのみであるが，S−1 Review を行う場合には会計士はすべての議事録を当然要求しうべきはずであり，また少くともそのような資料を何故に入手できないかについて納得にたる説明を求めうることなどが上げられている。[13)]

ともあれ，本判決が「相当な注意」を定義するにつき制定法上の基準および専門職業の基準を採用したことは，監査証明後に発生した事実の不開示に関する唯一の先例である Shonts 事件に比較して，まさに画期的な前進といえよう。そして，原告たる社債保有者たちと会計士との間には契約関係は存在しなかったのであるから，制定法に基づく責任とはいえ，今や Ultramares 事件判決が確立した限界をはるかに超えるものといえる。

(B) 34年法10条 (b) 項および SEC 規則 10b−5 に基づく責任

34年法10条 (b) 項によれば，直接または間接に，州際取引の方法，手段，郵便または国法証券取引所の施設を利用することによって，SECが公益または投資者の保護のために必要もしくは適当とみとめて定める規則に違反して，証券の売買に関して相場操縦的または詐欺的な手段もしくは計略を用いることを何人にも禁止する。この規定に基づく SEC 規則 10b−5 は，直接または間接に州際取引の方法，手段，郵便または国法証券取引所の施設を利用して，証券の売買に関して，(1) 詐欺を行うために手段，計略または技巧を用いること，(2) 重要な事実につき不実表示をなし，あるいは表示がなされた情況にてらして誤解を生ぜしめないために必要な重要な事実の表示を欠き，(3) 何人に対しても詐害もしくは詐欺となる行為，慣行あるいは取引方法に従うことを違法とする。この規則 10b−5 を会計士に適用するさいに問題となるのは，会計士の行為が「証券の売買に関して」なされたとみとめうるか否かである。実際上，規則 10b−5 に基づく訴訟の被告としては，内部者，ブローカー・ディーラーなどであり，

これらの者がその詐欺的行為によって利得する可能性も共通しているが，不正監査をなす会計士はこれらの被告のいずれかを「幇助する」(aid or abet) 者として被告たりうると解釈されている。[14] さらに，幇助者の理論によらず，証券の売買に影響を与える意図でなされた行為は，すべて証券の売買に関してなされたものといえるとの解釈をとることによってこの規定を会計士に適用できるとされる。[15]

これに関する判例としては Fischer v. Kletz 事件[16] が有名である。PMM 会計事務所が Yale Express の財務諸表について監査証明をなし，それが Yale の年次報告書の一部として SEC に提出された。その後，PMM はその財務諸表に純資産，純収益の重大な過大表示があることを発見したが，この事実を Yale にも SEC にも知らせず一年以上経過してから報告書の一部でこれを修正した。その間に，Yale は数回にわたって大幅な収益の増加を示す中間報告書を公表した。PMM の監査証明した財務諸表に信頼して Yale の株式を買ったと主張する原告が34年法10条 (b) 項およびそれに基づく規則 10 b−5 ならびにコモン・ロー上の詐欺を理由として損害賠償請求の訴を提起した。

これまでのところ，この事件は訴棄却の申立についてのみ審理され，その申立を棄却したもので終局判決ではないが，それにもかかわらずこの予備的申立に基づく判決の法律的意義は少なくないとされている。

判決は，PMM が財務諸表上の不実記載の不開示によって直接利得しなかったこと，ならびに PMM と原告との間に契約関係が存在しなかったことを認めながらも，訴棄却の申立を許容しなかった。また，SEC に提出されていた年次報告書について PMM は依頼人に対してのみならず投資公衆に対しても責任を負う「制定法に基づく独立の会計士」としての地位にあることが強調されている。さらに，Yale の公表した中間報告書に関しては，PMM は虚偽の中間報告書の公表を現実に勧めたのであるから Yale に対する幇助者であるとの原告の主張についても終局判決の前に原告がこの点についてさらに損害賠償請求をなすことを許容した。[17]

さいごに，この事件においてSECの提出した法廷助言者（amicus curiae）覚書の内容についても言及する必要があろう。それによれば，会計士は年次報告書の資料が不正確であることを事後に発見した場合，投資公衆に対してそれを開示する義務を負うべきものとする。この義務は，SECに対する通知で足りるのか，それともそれ以上のことを要求するのか，開示の態様につき不明確な面があるが，それはさておき，会計士の責任を厳格化せんとするSECの見解として注目に値するといえよう。

なお，この事件以前の判例としては，会計士が他の者と共謀して原告会社を合併に誘引するために故意に虚偽の財務諸表を作成したとして訴えられた事案につき，被告の会計士としての地位すなわちその行為が虚偽の財務諸表の作成および表示に限定されていたとの事実は，原告の主張による被告の関与を理由とする民事訴訟から被告を免除するものではない旨判示された H. L. Green Co. v. Childree 事件がある。[18] しかし，この判決では，その結論を支持するための論拠が示されなかった。その後，Fischer 事件までの間に，会計士を相手どって規則10b−5に基づき提起された訴訟の例は若干あったが，その多くの場合裁判所は，会計士がこの規定によって責任を負うか否かの問題に取り組まなかったのであった。[19] ともあれ，34年法10条（b）項ならびにそれに基づく規則10b−5は，抽象的・包括的な規定であるので，裁判所の裁量の余地が多分にあり，今後Fischer事件を契機としてこの規定を法的根拠とする会計士の民事責任に関する判例法が新たに形成されることが予想されよう。

1) Touche, Niven, Bailey & Smart, 37 S. E. C. 629, 670 (1957); See, Seymour Kurland, op. cit., p. 161.
2) Notes & Legislation, 36 Iowa L. Rev. p. 328.
3) Ernest L. Folk, Civil Liabilities under The Federal Securities Acts : The BarChris Case, Securities Law Review (1969), p. 94.
4) 竜田・前掲論文・商事法務研究461号4ページ。
5) Loss, Securities Regulation, vol Ⅲ p. 1731.
6) Loss, op. cit., pp. 1731—1732 ; Folk, op. cit., p. 13.

7) Folk, op. cit., p. 14.
8) 25 F. Supp. 478 (D. C. S. D. Calif. 1939) ; See, Loss, op. cit., pp. 1732—1733 ; Seymour Kurland, op. cit., p. 162.
9) Loss, op. cit., pp. 1732—1733 ; Rappaport, Accountants' Responsibility for Events Occurring after the Statement Date : the Shonts Case, 95 J. Accountancy. pp. 332—335 ; Seymour Kurland, op. cit., p. 162.
10) Rappaport, op. cit., p. 333.
11) 283 F. Supp. 643 (S. D. N. Y. 1968) ; Comment, "Escottv. Bar-Chris : Section 11 strikes back, " 21 Stan. L. Rev. p. 152 ; See, Folk, op. cit., pp. 9—11, 63—65 ; なお，この事件については，川内・前掲論文・企業法研究187輯45ページ参照。
12) Folk, op. cit., p. 64 ; cf. Loss, Securities Regulation vol. VI, p. 3852.
13) Folk, op. cit., p. 68.
14) Notes, 67 Colum. L. Rev. pp. 1438, 1446.
15) 竜田・前掲論文・商事法の研究・461号4ページ。同・前掲論文・商事法の研究132ページ。
16) 266 F. Supp. 180 (S. D. N. Y. 1967) ; See, Notes, 67 Colum. L. Rev. p. 1443.
17) Kurland, op. cit., p. 166.
18) 185 F. Supp. 95 (S. D. N. Y. 1960) ; See, Notes, 67 Colum. L. Rev. p. 1446.
19) Notes, 67 Colum. L. Rev. p. 1446.

四　結びにかえて

これまでの概観によって，コモン・ローのレベルにおいては，会計士の不実表示に信頼して損害を受けた第三者をネグリジェンスの法理によって救済できない場合に解釈的詐欺が第三者に損害賠償請求権を付与するために援用されてきたことが知られるが，このことは，反面，害意を拡張解釈することによって単なる過失による不実表示について詐欺の成立をみとめることが法の安定性を害し望ましくないことを示すものともいえる。そし

て，Ultramares 事件判決の背景には会計士の職業維持という政策的理由があったが，それとともにその当時の監査が経営者に情報を提供することを目的としていたということも経済的要因として看過すべきではない。すなわち，監査の機能が恐慌を契機として見直され，投資者に情報を提供することが監査の主要な目的となるにともない，会計士の責任を規制する法も変動を余儀なくされることになる。

従って，企業関係が複雑化・専門化した現在，会計士による有能かつ独立の判断は，事実上，すべての投資および信用の決定にとって重要な要素となってきているのであり，かつまた専門家たる会計士の表示に対する信頼は企業取引において益々要求されてきつつある。換言すれば，会計士が不注意による不実表示につき契約関係にない第三者に対して注意義務を負うか否かを決するには，損害を受けた第三者の信頼が合理的なものであるかどうかということも重要な判断基準になろう。しかるに，投資者は，独立の会計士の表示を真正なものと信頼するのが通常であり，かつその信頼が合理的であるとするならば，財務諸表の作成・証明によって投資判断に必要な情報を将来の投資者に提供することを唯一の任務とする会計士を免責することは不当とさえいえよう。

このような状況に鑑みれば，会計士はその表示に信頼するものと予見される第三者に対して，少くとも通常の注意義務を負うべきであり，また専門家たる会計士はその義務を怠ったことによる責任を負わずして信頼と信任の地位から利益を得ることを許さるべきではないといえる。すなわち，独立の会計士は，専門家としての資格においてなしたその表示を第三者が合理的に信頼するときは，自己の過失につき第三者に責任を負うべきであろう。その意味において，Rusch Factors, Inc., 事件判決は正当であり，この領域における今後の判例の動向を投資者の信頼保護の方向へ転換する契機となるものとして重要である。

さらに，連邦制定法の分野については，BarChris 事件が33年法11条の「相当な注意」の抗弁を立証するための要件として AICPA の定める専

門職業の基準を採用したことからみて，今後，会計士は S－1 Review にさいしてこの基準を厳密に守る必要に迫られていることは明らかであり，このことは会計士が依頼人（被監査会社）に対する関係で独立性を確保せねばならないことを示唆している。

また，34年法10条（b）項ならびにそれに基づく SEC 規則10b－5を法的根拠として，会計士の民事責任についての判例法が新たに形成されつつあることからみても，会計士の独立性・自発性は緊急の課題となっているのであり，またそれが投資公衆にとっても最良の防護となるものと思われる。

さいごに，かかるコモン・ロー上ならびに連邦制定法上の会計士の責任強化の趨勢は，会計士に対して責任保険制度の利用を余儀なくさせるであろうが，反面，Ultramares 事件判決の政策的理由とされた会計士の職業維持の理論に対する決定的反駁としても責任保険制度の有用性を裁判所は挙げることができよう。しかし，この会計士責任保険は，保険料率の算定の困難さと近時における会計士に対する訴訟の激増からみて，保険会社はこれの実施に疑問をもちはじめており，なかには保険料を引き上げたり，この種の保険を止める保険会社もあるという。任意的な責任保険に依存できない場合には，強制保険制度を設けることも考えられよう。[1)]

さらに，この責任保険制度の実施をより円滑にするための暫定的方策としては，たとえば，依頼人（被監査会社）が原告の知っている事実を会計士に隠蔽していたというような一定の状況によって原告が注意すべきであったときは，当該会計士は寄与過失の抗弁を提出しうるものとするとともに，監査手続の範囲が制限されているときは，会計士はこれに応じてその意見を限定することによって損害賠償の危険を免れうべきであるとし，会計士の責任を軽減せんとする提案がなされている。[2)]

ともあれ，アメリカにおけるかかる会計士の責任強化とそれを実効あらしめるための会計士の職業維持に対する配慮は，わが国において近時整備されつつある商法および証取法上の公認会計士（または監査法人）の民事

責任規定の解釈・運用に重要な示唆を与えずにはおかないと思われる。

1) 竜田・前掲論文・商事法の研究203ページ。
2) Notes, 57 Calif. L. Rev. pp. 287—288.